

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律抜粋

(病院管理者の届出)

第53条の11

病院の管理者は、結核患者が入院したとき、又は入院している結核患者が退院したときは、7日以内に、当該患者について厚生労働省令で定める事項を、最寄りの保健所長に届け出なければならない。

記載上の注意

1. 患者の氏名、生年月日、住所は患者から聴取して記載すること。
2. 病状欄は主要の所見について簡単明瞭に記載すること。
(この届出票は患者の入退院後、7日以内に最寄りの保健所長に提出すること。)

結核患者(入院・退院)届出票

神戸市

フリガナ	男 明・大	年	月	日生	歳		
患者氏名	女 昭・平						
住 所							
世帯主氏名	患者との続柄						
病 名	入退院年月日		年	月	日		
入院・退院時の病状							
咯 痰 所 見 (/)	塗 抹	+	++	+++	-		
			培 養	+	++	+++	-
	Gaffky	号					
理 学 的 所 見 (自覚症状、空洞の有無等)							
そ の 他 所 見							
入院中の処置							
在院(予定)期間	年	ヵ月					
退 院 理 由	軽快・治癒・死亡・自己退院・転院・その他 ()						
病 院 の 名 称	電話 ()						
病 院 の 所 在 地							